

大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業に関するQ&A

大分県福祉保健部医療政策課

【注意事項】

本Q&Aは診療所を対象としたものです。

薬局については大分県福祉保健部薬務室に、病院については厚生労働省にご確認いただくようお願いいたします。

項目	内容	回答
補助対象について	①補助対象となる診療所の要件はありますか。	以下(1)～(3)の全ての条件を満たす有床診療所又は無床診療所(医科・歯科)を開設する法人又は個人です。 (1)健康保険法上の保険医療機関コードが発行されていること (2)令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があること (3)本事業の申請時点で廃院・廃止を予定している施設ではないこと
	②申請時点で休止届を出している施設は補助対象となりますか。	対象となりません。
	③補助金の申請にあたり、ベースアップ評価料の届出は必要ですか。	本補助金(物価上昇に対する支援分)については、補助要件としてベースアップ評価料の届出が求められているものではありません。
	④有床診療所は令和7年8月1日時点の病床数に応じた補助金の交付となりますが、それ以降に開設した施設の取扱いについて教えてください。	申請時点で運営している施設の病床数に応じた補助金の交付となります。
	⑤無床診療所はいつの時点で運営している施設が対象となりますか。	申請時点で運営している施設が対象です。
申請について	⑥申請方法を教えてください。	電子申請フォームに必要事項を入力の上、送信をお願いします。 申請受付期間中は県ホームページにリンクを掲載します。
	⑦申請フォームに通帳の写しを添付する必要はありますか。	ありません。 なお、入力した口座情報に誤りがあると補助金のお支払いができないため、入力内容に誤りがないか、送信前によく確認をお願いします。
	⑧事情により電子申請フォームでの提出が難しいのですが、どうすればよいですか。	第1期の申請受付期間(3/4～3/8)については、県電子申請システム(Graffer)でのみ申請を受け付けます。やむを得ず郵送での申請をご希望の場合、第2期(4月以降を予定)にて申請いただきますようお願いいたします。